

第1回（千葉・東葛・北総・市原地区） タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成21年11月25日（水）

14：00～15：50

ホテルグリーンタワー幕張

・協議会設立の手続き

「（千葉・東葛・北総・市原地区）タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」の承認

・（千葉・東葛・北総・市原地区）タクシー事業適正化・活性化協議会設立準備会の土屋千葉県タクシー協会専務理事による要綱説明を受け、構成員満場一致により、各地区の要綱を承認

構成員の紹介

・土屋千葉県タクシー協会専務理事により、委員名簿にしたがって構成員を紹介

会長選出

・構成員の互選により、飯村千葉運輸支局長を各地区の会長に選出

・第1回（千葉・東葛・北総・市原地区）タクシー事業適正化・活性化協議会

1．開 会

2．会長挨拶

飯村会長

・タクシー事業については、平成14年2月以前は免許制による需給調整が行われていたが、道路運送法の改正により規制緩和が実施され、免許制から許可制となった。

・しかし、バブル崩壊後のタクシー需要が低迷する状況下での規制緩和でもあり、新規参入等により車両台数は増加、運賃競争は激化、運転者の労働環境も悪化し、事故件数の増加、サービスレベルの低下など、さらには、交通渋滞や環境問題が発生することとなった。

・こうしたことを背景に、平成20年2月から「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、この答申を踏まえて先の国会に法案提出がなされ、衆参両院全会一致で可決、10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行された。

・これに基づき、全国で141地域、関東管内で25地域、千葉県で5地域が特定地域に指定された。

・この千葉、東葛、北総、市原地区でも、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分発揮できることとするために、皆さまのお力とお知恵をお借りしたい。

3. 事務局長指名

・飯村会長の指名により、岩佐千葉県タクシー協会長を各地区の事務局長に選出

4. 議 事

事務局より、協議会の目的、タクシー事業の現況等について（適正と考えられる車両数を含む）、資料説明

- 小林委員
- ・皆さんにわかってもらうために、運転者の労働実態を申し上げたい。
 - ・新潟でおきた殺人強盗が全国に波及している。また、運転者に暴言をはかせ、そして会社に入り込んで落とし前をつけるという手口も横行している。つまり、被害者は運転者である。
 - ・運転者の賃金についてであるが、1日の売り上げは29,000円であり、12乗務で約340,000円しかない。1乗務約26時間の長時間労働をしても、月給は約140,000円にしかない。
 - ・成田国際空港では、東京の事業者が、成田のホテルや航空会社と契約し、空港の仕事を全部もっていつてしまっている。
 - ・減車についてであるが、遊休車両は全部減車すべきである。

事務局より、地域計画及びタクシー事業構造改善計画について、資料説明

- 成毛委員
- ・成田ではハイヤーも多い。タクシーが減車したとしても、ハイヤーが増車しては意味がない。

- 小林委員
- ・成田国際空港では、東京の事業者が仕事をもっていつてしまっているため、千葉の事業者の仕事がない。何とかよくしていただきたい。

- 飯村会長
- ・空港問題については、北総地区の協議会において、さらに議論してまいりたい。

- 松丸委員
- ・資料で示されたタクシー事業構造改善計画の需要喚起対策に

については、地域差や会社間の差があるものの、既にほとんどの対策を実施された会社もある。こうした会社の意見を伺ったうえで、より良いものにしていけたらいいと思う。

事務局 ・是非そうした意見をいただき、第2回以降の各地区での協議会において協議される地域計画に反映していきたい。

関沼委員 ・各自治体においては、路線バスの廃止代替としてコミバスをよく運行しているが、乗合タクシーにも是非、目を向けていただきたい。

事務局 ・特措法において、地域計画は、地方公共団体で作成された都市計画、交通に関する計画と調和のとれたものでなければならぬと規定されているので、この協議会でその調整も図ってほしい。

岩佐事務局長 ・タクシー協会長の立場としてお話しさせていただくが、タクシーは、地域公共交通機関と位置づけられたので、その点も踏まえた働きをしてまいりたい。
・タクシーは、相当数の車両が24時間体制で街を走っているので、防犯に役立てていただくなど、インフラとしての使い方アイディアを、自治体の方からも是非いただければと思っている。

5. 閉 会

飯村会長

・今後ともよろしくお願ひしたい。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 (千葉・東葛・北総・市原地区) タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

資料2 (千葉・東葛・北総・市原地区) タクシー事業適正化・活性化協議会資料冊子

・「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の制定の背景と協議会の目的

・タクシー事業の現況

・千葉のタクシー事業の現況

- ・ 適正と考えられる車両数の算定
- ・ 地域計画
- ・ 特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画～千葉・東葛・北総・市原地区～

以 上